

山梨県社会福祉審議会委員任命式 並びに審議会次第

日 時 : 平成15年8月29日(金)

午後1時30分～

場 所 : ザ・ホテル紫玉苑

任 命 式

- 1 開 会
- 2 任命書の交付
- 3 福祉保健部長あいさつ

審 議 会

- 1 委員長の選出について
- 2 議 事
 - (1) 各専門分科会及び各審査部会の編成について
 - (2) 地域福祉支援計画の策定について
 - (3) その他
- 3 閉 会

山梨県社会福祉審議会委員名簿

H15.8 現在

| | 区分 | 氏名 | 役職名等 | 勤務先住所等 |
|----|----|-------|----------------------|------------------|
| 1 | 学識 | 相沢一徳 | 県立中央病院第一診療部長 | 甲府市富士見1-1-1 |
| 2 | 学識 | 赤星至朗 | 日本耳鼻咽喉科学会県地方部会長 | 甲府市池田1-6-1 |
| 3 | 学識 | 阿部真美子 | 県立女子短期大学教授 | 甲府市飯田5-11-1 |
| 4 | 学識 | 飯島純夫 | 山梨大学教授 | 中巨摩郡玉穂町下河東1110 |
| 5 | 学識 | 一之宮和英 | 須玉町立増富小学校校長 | 北巨摩郡須玉町比志3611-6 |
| 6 | 学識 | 伊藤治子 | 甲府市母子寡婦福祉連合会顧問 | 甲府市朝気3-17-2 |
| 7 | 学識 | 井口ひとみ | 県PTA協議会副会長 | 甲府市丸の内3-9-10 |
| 8 | 学識 | 大久保幹雄 | 県医師会会長 | 甲府市丸の内2-32-11 |
| 9 | 学識 | 大柴恒雄 | 県町村会会長 | 甲府市蓬沢1-15-35 |
| 10 | 学識 | 乙黒幸江 | 玉穂町立生涯学習館館長 | 中巨摩郡玉穂町下河東1-1 |
| 11 | 社会 | 小野崎善夫 | 県介護支援専門員連絡協議会会長 | 東八代郡石和町四日市場2031 |
| 12 | 社会 | 熊谷和正 | 県老人福祉施設協議会会長 | 甲府市北新1-2-12 |
| 13 | 社会 | 倉澤邦子 | 県保育所連合会副会長 | 南都留郡勝山村4486 |
| 14 | 学識 | 輿石郁生 | 県立北病院精神科医長 | 韮崎市旭町上条南割3314-13 |
| 15 | 学識 | 小林広 | 山梨日日新聞社論説委員長 | 甲府市北口2-6-10 |
| 16 | 学識 | 小林義光 | 県市長会理事 | 甲府市蓬沢1-15-35 |
| 17 | 学識 | 佐々木隆弥 | 県眼科医会副会長 | 甲府市丸の内2-25-8 |
| 18 | 学識 | 佐藤英貴 | 県立あけぼの医療福祉センター所長 | 韮崎市旭町上条南割3313-1 |
| 19 | 学識 | 里吉和子 | 県看護協会会長 | 甲府市東光寺2-25-1 |
| 20 | 学識 | 眞田良一 | 県立富士河口湖高等学校校長 | 南都留郡河口湖町船津6663-1 |
| 21 | 社会 | 島津寿宏 | 県老人保健施設協議会会長 | 東八代郡石和町四日市場2031 |
| 22 | 学識 | 清水祝子 | 県愛育会連合会会長 | 甲府市丸の内1-6-1 |
| 23 | 学識 | 新弘江 | 弁護士(ひまわり法律事務所) | 甲府市相生1-3-11 |
| 24 | 学識 | 関戸幸男 | 県さずな会会長 | 南都留郡秋山村2328 |
| 25 | 社会 | 高橋勇 | 県リハビリテーション病院・施設協議会会長 | 東八代郡石和町八田330-5 |
| 26 | 学識 | 竹内正直 | 県障害者福祉協会理事長 | 甲府市北新1-2-12 |
| 27 | 議会 | 田邊篤 | 県議会教育厚生委員長 | 甲府市丸の内1-6-1 |
| 28 | 学識 | 丹澤きよじ | 県民生委員児童委員協議会副会長 | 甲府市北新1-2-12 |
| 29 | 学識 | 内藤いづみ | 日本杖・スリヤ在宅ケア研究会常任理事 | 甲府市緑が丘1-4-18 |
| 30 | 学識 | 根津尚温 | テレビ山梨専務取締役 | 甲府市湯田2-13-1 |
| 31 | 学識 | 平井出設子 | 県呆け老人をかかえる家族の会山梨支部代表 | 甲府市青沼3-14-12 |
| 32 | 学識 | 平林弘光 | 県スポーツ少年団副本部長 | 中巨摩郡敷島町天狗沢96-6 |
| 33 | 社会 | 古屋栄和 | 県社会福祉協議会会長 | 甲府市北新1-2-12 |
| 34 | 学識 | 古屋けさよ | 甲府市立千代田小学校教頭 | 甲府市下帯那町3034-2 |
| 35 | 学識 | 古屋園子 | 県肢体不自由児者父母の会連合会理事 | 甲府市北新1-12-5 |
| 36 | 社会 | 前島茂松 | 県社会福祉施設経営者協議会会長 | 甲府市北新1-2-12 |
| 37 | 学識 | 三塚憲二 | 県歯科医師会会長 | 甲府市大手1-4-1 |
| 38 | 学識 | 宮下豊子 | 県老人クラブ連合会女性委員長 | 富士吉田市松山2-1-20 |
| 39 | 学識 | 山口勝弘 | 山梨大学教授 | 甲府市武田4-4-37 |
| 40 | 学識 | 山下滋夫 | 山梨大学教授 | 甲府市武田4-4-37 |

山梨県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

| 名 称 | 調 査 審 議 事 項 |
|-------------|------------------------------|
| 民生委員審査専門分科会 | 民生委員の適否に関する事項 |
| 障害者福祉専門分科会 | 身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉に関する事項 |
| 高齢者福祉専門分科会 | 高齢者の福祉に関する事項 |
| 児童福祉専門分科会 | 児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項 |

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。

- 2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請する者の障害程度の審査
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
 - (3) 身体障害者福祉法第19条の2第1項の規定による更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和38年法律第134号）第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級の認定に関する審査
- 3 養護母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による里親及び保護受託者の認定に関する審査
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による寡婦福祉資金の貸付の停止に関する審査
- 4 児童措置審査部会は、児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときは、委員長から付託を受けて当該措置を採ることについて調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置若しくは同項第3号の児童の里親若しくは保護受託者への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の国立療養所への委託の措置
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること。
 - (3) 児童福祉法第27条第6項の児童の保護受託者への委託延長の措置
- 5 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
 - (2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和39年山梨県条例第43号）第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第5条の3第3項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議
- 6 審査部会は、必要に応じて、臨時委員を加えて審議を行うことができる。
- 7 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 8 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 9 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(会議)

- 第4条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。
- 2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。
 - 3 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 4 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。
 - 5 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

- 第5条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。
- 2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

- 第6条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部児童家庭課において、健全育成審査部会は山梨県企画部県民室青少年課において処理する。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。